

補助金調書

補助金名	玄界島女性自衛消防隊防火クラブ事業補助金			担当課 (連絡先)	消防局警防部消防団課 (TEL092-725-6658)
交付先	団体	玄界島女性自衛消防隊防火クラブ		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	玄界島には、消防局の消防隊が常駐しておらず、消防団についても、住民の多くが漁業で生計を立てている実態から、その主たる団員である男性のほとんどが漁に出て不在となる時間帯があり、火災等の発生時には、島内在住の女性を主体とした消防活動が期待される。そのため、当該補助事業の目的を達成し得る団体が女性自衛消防隊防火クラブ以外になく公募に馴染まないため。				
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	46	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	離島における火災を予防し、警戒し、消防団が不在となる時間帯に発生した火災の初期消火及び延焼の防止に努めることを目的とする。補助は、火災予防の普及啓発に関すること、初期消火並びに延焼防止等の消防訓練の実施に関すること、救急処置の習得に関すること及び少年消防クラブの育成等に関すること等を対象とする。				
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	地域特性を考慮した結果、地域に密着した防火クラブへ補助金を交付し活動を支援することは離島における火災予防等、上記の目的に対しての効果が高いことから継続する。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (補助対象経費)補助対象事業の実施を達成するために要する経費であって、事業費(教育訓練費、会議費、防火思想の普及啓発(予防広報)費、消防用資機材の維持管理費、保険料、負担金)、被服費、報償費、事務費及び通信交通費その他市長が認めるものとする。 (補助金の算定方法・考え方)事業計画及び収支計画により、補助金額を算定する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	228 千円	228 千円	228 千円	228 千円	
前年度補助事業の主な実施概要	年間を通した消火訓練(放水訓練)、救急訓練、島内避難訓練、島民への防災講話及び島内行事等での火災予防の啓発活動を実施。				
補助金交付による効果	消防署との連絡協力が図れ、年間を通した消火訓練(放水訓練)、救急訓練の実施及び活動資器材の整備が行えている。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。